

○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則〔環境共生課〕

平成元年 5 月 3 0 日

規則第 4 7 号

改正 平成 4 年 4 月 3 0 日規則第 4 6 号

平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 8 号

平成 1 0 年 4 月 1 日規則第 6 号

平成 1 1 年 6 月 2 5 日規則第 4 9 号

平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号

平成 1 5 年 3 月 2 8 日規則第 3 1 号

令和 3 年 3 月 1 8 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 1 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境保護地区の規模)

第 2 条 条例第 3 条に規定する環境保護地区の規模は、植生、緑量、景観を勘案し、熊本市環境審議会の意見を聴いて市長が定める。

(平 1 1 規則 4 9 ・ 一部改正)

(指定案の通知)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項（条例第 6 条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、環境保護地区指定（変更・解除）案通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

(指定の告示等)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項に規定する規則で定める標識は、環境保護地区指定標識（様式第 2 号）とする。

(指定の変更及び解除)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。

ア 当該環境保護地区を相続した者（以下この号において「相続人」という。）

から経済的な理由による解除の申出があったとき。

イ 当該相続があった日から5年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。

(2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から5年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。

(3) 環境保護地区保護協定締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

(平15規則31・追加)

(環境保護地区内における行為の届出)

第6条 条例第9条の規定により届出をしようとする者は、環境保護地区内行為届書(様式第3号)に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、土地利用現況図及び土地利用計画図

(2) その他市長が必要と認める書類

(平15規則31・旧第5条繰下)

(環境保護地区内の土地の権利移転等に係る届出)

第7条 環境保護地区内の土地に係る権利の移転を受け、又は権利を承継した者は、速やかに環境保護地区に係る権利移転等届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平15規則31・旧第6条繰下)

(環境保護地区内の届出を要しない行為)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める通常管理行為その他の行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 次に掲げる木竹の伐採又は移植

ア 建築物の敷地内で行う庭木の剪定又は移植

イ 間伐、除伐等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

- ウ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - カ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - キ 測量、実地調査又は保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (7) 農業又は林業を営むため行う、幅員が2メートル以下の用排水施設、農道若しくは林道の新設又は改良。ただし、これらの改良においては、改良後の幅員が2メートル以下であること。

(平15規則31・旧第7条線下)

(環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第9条 条例第9条第5号の規則で定める環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 樹木に著しく影響を及ぼすおそれのある程度の量の表土を採取し、又は薬剤を散布すること。
- (2) 自然の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある動植物を移入又は移植すること。

(平15規則31・旧第8条線下)

(保存樹木等の指定基準)

第10条 条例第13条第1項の規定による保存樹木等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹木等として指定する場合の基準は、名木、巨樹又は珍しい木であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.3メートル以上であるもの

イ 樹高が1.3メートル以上であるもの

ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であるもの

エ はん登性樹木で、枝葉の面積が2.5平方メートル以上であるもの

- (2) 保存樹林として指定する場合の基準は、その樹林の存する土地の面積が300

平方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

ア 神社、寺院等の建築物又は遺跡と一体となって伝統的又は文化的意義を有するもの

イ 風致又は景観が優れているもの

ウ 住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

2 条例第13条第2項の規定により保存樹木等の所有者等の同意を得るときは、保存樹木等指定同意書（様式第5号）によるものとする。

3 条例第13条第3項に規定する規則で定める標識は、保存樹木等指定標識（様式第6号）とする。

（平14規則72・一部改正、平15規則31・旧第9条繰下）

（保存樹木等の届出）

第11条 条例第14条第1項及び第2項の届出をしようとする者は、保存樹木等に係る届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平15規則31・旧第10条繰下）

（事前協議を必要とする規則で定める行為）

第12条 条例第16条に規定する規則で定める行為とは、次に掲げるものとする。

(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する宅地造成区域内において行われる宅地造成に関する工事（自己の居住用の住宅のための工事を除く。）

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物等の建築（当該建築物等の敷地の面積が500平方メートル以上のものの建築に限る。）

（平15規則31・追加）

（事前協議の手続）

第13条 条例第16条の規定により事前協議を行おうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第16条の開発行為を行おうとする者 開発行為における緑に関する申請書（様式第8号）及び次に掲げる図書

ア 位置図、現況平面図及び計画平面図

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第1号に規定する工事を行おうとする者 宅地造成における緑に関する

申請書（様式第9号）及び次に掲げる図書

ア 位置図、現況平面図及び計画平面図

イ その他市長が必要と認める書類

(3) 前条第2号に規定する建築を行おうとする者 位置図及び計画平面図

（平15規則31・追加）

（助成等）

第14条 条例第21条第1項の交付金等を受けようとする者は、環境保護地区指定交付金の申請にあつては環境保護地区指定交付金申請書（様式第10号）、環境保護地区保護協定協力金の申請にあつては保護協定協力金申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付の決定を行ったときは、環境保護地区交付金等決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 交付金等の額は、次のとおりとする。

(1) 環境保護地区指定交付金 当該土地に課税される固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の合計額に相当する額

(2) 環境保護地区保護協定協力金 当該協定に係る緑地の存する土地の面積に、1平方メートル当たり25円を乗じて得た額（その額が10,000円に満たないときは、10,000円）

4 交付金等の対象となる期間は、環境保護地区を指定した日又は保護協定を締結した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該指定又は解除した日の属する月の前月（その日が月の末日に当たる場合は、当月）までとする。

5 前各項に定めるもののほか、交付金等に関し必要な事項は、市長が定める。

（平15規則31・追加）

（身分証明書）

第15条 条例第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）とする。

（平15規則31・旧第12条線下・一部改正）

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 1 規則 4 9 ・ 旧第 2 0 条繰上、平 1 5 規則 3 1 ・ 旧第 1 3 条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。
- 2 熊本市保存樹木等の指定基準を定める規則（昭和 4 9 年規則第 4 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 4 年 4 月 3 0 日規則第 4 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 8 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 4 月 1 日規則第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 2 5 日規則第 4 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 2 8 日規則第 3 1 号）

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 8 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

環境保護地区指定(変更・解除)案に係る通知書

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり環境保護地区の指定(変更・解除)案を作成いたしましたので通知します。

なお、この件について意見がある場合には、同条例第4条第3項の規定による意見書を
年 月 日までに市長に提出してください。

記

1 環境保護予定地区の名称

2 貴所有(占有)に係る土地の所在地及び面積

所在地

面積

様式第2号

〇〇〇〇〇〇環境保護地区

この地区は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第5条により指定された環境保護地区です。この貴重な財産をみんなで大切に守ってゆきましょう。

指定年月日 年 月 日

指定番号 第 号

所在地

区域図

熊 本 市

様式第3号(第6条関係)

環境保護地区内行為届書

届出日 年 月 日

(宛先)
熊本市長

届出人 住所
氏名
(TEL)

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第9条の規定により、次のとおり環境保護地区内の行為の届出をします。

環境保護地区の名称		指定番号	
行為の場所			
行為の内容			
行為の目的又は理由			
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日		
添付図面及び書類			
備考			

様式第4号

環境保護地区に係る権利移転等届

届出日 年 月 日

(宛先)
熊本市長

届出人 住所
氏名 印
(TEL)

このたび、環境保護地区に係る権利を取得しましたので、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届出します。

環境保護地区の名称		指定番号	
当該土地の所在地			
権利移転等の発生日	年	月	日
権利移転等の内容			
前権利者の住所氏名	住所 氏名		
備考			

様式第5号

保存樹木等指定同意書

年 月 日

(宛先)
熊本市長

同意者 住所
氏名 印

下記の樹木(樹林)について、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第13条の規定による保存樹木(樹林)の指定に同意します。

記

樹種				名称						
所在地										
所有者又は管理者		私・共・公				TEL				
樹木	樹高	・ ^m	幹 囲	・ ^m	根 囲	・ ^m	枝 張	東 西 南 北 ^m	推定 樹齡	年
	樹林	樹高 平均	・ ^m	幹 囲	・ ^m	根 囲	・ ^m		枝 張	本数
備考		面積 ^m ²								

様式第6号

(保存樹木)
・4面角柱

この樹木は条例により指定されたものです。 みんなで保存に努めましょう。熊本市	指 定 樹 木 名	年 月 日 指 定 第 号	熊 本 市 指 定 保 存 樹 木
---	-----------------------	---------------------------------	---

(保存樹林)

熊本市保存樹林 指定第 号 この樹林は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第13条の規定に基づき指定されたものです。 みんなで、保存に努めましょう。 年 月 日 熊 本 市
--

様式第7号

保存樹木等に係る届

届出日 年 月 日

(宛先)
熊本市長

届出人 住所
氏名 印
(TEL)

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第14条の規定により保存樹木等に係る届出をします。

保存樹木等の所在地	
指 定 番 号	第 号
届 出 の 内 容	1 伐採 2 譲渡 3 滅失又は枯死 4 その他
届 出 の 理 由	
行為の期間又は譲渡等の発生日	年 月 日～ 年 月 日
備考	

様式第8号

開発行為における緑に関する申請書

年 月 日

(宛先)
熊本市長

協議者 住所
氏名 印
(TEL)

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第16条の規定により次の開発行為について緑に関して事前協議を申請いたします。

開発行為の所在地									
開発行為の目的									
開発行為面積		公簿		m ²		実測		m ²	
工期		年 月 日～		年 月 日					
土地 の 現 況	面積	m ²							
	比率	%	%	%	%	%	%	100%	
	樹木の現況	有・無	本数	本	樹種(主)				
樹林の現況	有・無	面積	m ²	樹種(主)					
土地利用 計画	宅地用地	公共施設用地		その他		計			
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²				
	比率	%	%	%	100%				
公共施設 の整備計 画の概要	緑地用地	公園用地		その他		計			
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²				
	比率	%	%	%	%				
備考									

様式第9号

宅地造成に関する工事に伴う緑に関する申請書

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第16条及び同条例施行規則第13条の規定により緑に関して事前協議を申請します。

年 月 日

熊本市長 (宛)

協議者住所

協議者氏名

印

1	造成主住所氏名				
2	住宅の所在及び地番				
3	宅地の面積	公簿実測	平方メートル		
4 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	平方メートル			
	ハ 擁 壁	番 号	擁 壁	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番 号	種 類	内のり寸法(m)	延長(m)
	ホ	崖面保護の方法			
	ヘ	その他の措置			
ト	工事着工予定年月日	年 月 日			
チ	工事完了予定年月日	年 月 日			
リ	工程の概要				
ヌ	土地の現況	樹木の状況	有・無	本数 本	樹種(主)
		樹林の状況	有・無	面積 m ²	樹種(主)
7	その他	開発行為の事前協議	済・予定 年 月 日		
		建築確認申請事前協議	済・予定 年 月 日		

様式第10号

環境保護地区指定交付金申請書					
		年	月	日	
熊本市長 (宛)					
申請者 住所					
氏名			印		
年度環境保護地区指定交付金の交付を受けたいので、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。					
金 額			円		
指定番号	号	指定年月日	年	月	日
環境保護地区の所在地			環境保護地区の面積		
			m ²		
交付申請期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日				
添付書類	1 固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税の課税確認承諾書 2 その他				
※ 照 合 欄					
※ 摘 要					

様式第11号

保護協定協力金申請書			
熊本市長		(宛) 年 月 日	
申請者		住所	
氏名		印	
<p style="text-align: center;">年度保護協定協力金の交付を受けたいので、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>			
保護協定期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日		
指定番号	号	指定年月日	年 月 日
環境保護地区の所在地		環境保護地区の面積	
		m ²	
金 額		円	
交付申請期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日		
添付書類	1 現況調書(別紙) 2 その他		
※ 照 合 欄			
※ 摘 要			

様式第12号

環境保護地区交付金等決定通知書 年 月 日 様 熊本市長 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり交付金の交付について決定しましたので通知します。			
決定区分	指定交付金	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない	
	保護協定協力金	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない	
指定番号	指 定 年 月 日	年 月 日	
保護協定期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日		
	指定交付金	自： 年 月 日 至： 年 月 日 (月)	
	保護協定協力金	自： 年 月 日 至： 年 月 日 (月)	
	指定交付金	円	合 計 円
	保護協定協力金	円	
交付しない理由			
備 考			

様式第13号

第 号

身 分 証 明 書

所属

氏名

上記の者は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第24条の規定に基づく調査に従事する者であることを証明する。

有効期間 自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日

熊本市長 印

様式第1号

様式第2号

(平14規則72・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(令3規則4・一部改正)

様式第4号

(平15規則31・一部改正)

様式第5号

様式第6号

(平14規則72・一部改正)

様式第7号

様式第8号

様式第9号

(平15規則31・追加)

様式第10号

(平15規則31・追加)

様式第11号

(平15規則31・追加)

様式第12号

(平15規則31・追加)

様式第13号

(平15規則31・旧様式第9号繰下・一部改正)